

	部局対応
<p>2. COVID-19と診断された場合、又はその連絡があった場合</p>	<p>①保健管理室へ直ちに連絡すること、及び自宅待機を指示する。 ※保健管理室Webサイト：http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/kenkotebiki/covid19/ Phone: 052 - 789 - 3970（平日8：30～17：15） E - mail: hokekan@htc.nagoya - u.ac.jp（時間外は、必ずEmailで連絡する）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○本部から部局へ該当者の行動履歴調査を依頼する。</p> <p>○感染発生の有無等について正しい情報を提供するため、Teamsにより全部局事務部の長宛てに管理部総務課から、発生部局等について速報を発信する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議を開催し、対応方針を検討する。</p> </div> <p>②部局は、新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部会議の指示に従って対応する。</p> <p>③対策本部で対応方針が決定するまでの間、部局において応急措置を行う場合は、以下の観点を考慮し、管理部総務課長（内線2008）または管理部長（内線2007）と相談して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防対策の上実施した授業に同席した学生は、体調不良がない限り原則、濃厚接触者に該当しない。感染症予防対策実施済みの生協での食事も同様。ただし、マスクを着用していても近接して作業した場合には、濃厚接触者として特定される可能性があり。 ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、概ね24時間から72時間程度。 ・感染者が差別・偏見・誹謗中傷等の対象とならないよう十分に配慮する。 <p>④対策本部会議が必要と求めた対応（消毒、立ち入り制限等）を行う。</p> <p>⑤総務課からの依頼に基づき、文部科学省への新型コロナウイルス感染報告を作成する。</p> <p>⑥陰性と判断された場合でも、すぐに登校、出勤可能となるわけではなく、保健所（保健センター）の指示に従って対応するよう伝える。</p>

3. 感染者の濃厚接触者として特定された場合、又はその連絡があった場合

【保健所（保健センター）から濃厚接触者として特定された場合】

- ①保健管理室へ連絡し、保健管理室の指示に従うよう伝える。
 ※保健管理室Webサイト：<http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/kenkotebiki/covid19/>
 Phone: 052 - 789 - 3970（平日8：30～17：15）
 E - mail: hokekan@htc.nagoya - u.ac.jp（時間外は、必ずEmailで連絡する）

保健管理室において本人に聞き取りが実施され、以下の指示がなされます。
 ○保健所（保健センター）の指示（自宅待機など）に従うこと。
 ○感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間自宅待機すること。
 ○保健管理室が必要と判断した場合は、本部から部局へ該当者の行動履歴調査を依頼すること。

- ②部局へ、本部から、発症2日前からの接触者状況を把握するための行動履歴調査依頼があった場合、部局において、当該本人へ調査を行う。
 ③この段階での部局内通知は想定していないが、部局の判断で部局内及び関係部局へ通知を行う場合は、本人の同意を得た上で行うこと。
 ④この段階での本部としての建物等の消毒、立ち入り制限等は想定していないが、部局の判断で自衛的に消毒を行う場合は、施設全体について行う必要はなく、当該者が活動した範囲で高頻度で触った可能性が高い箇所について、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒すること。

【同居する家族が濃厚接触者として特定された場合】

- ①保健管理室へ連絡し、保健管理室の指示に従うよう伝える。
 ※保健管理室Webサイト：<http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/kenkotebiki/covid19/>
 Phone: 052 - 789 - 3970（平日8：30～17：15）
 E - mail: hokekan@htc.nagoya - u.ac.jp（時間外は、必ずEmailで連絡する）

保健管理室において本人に聞き取りが実施され、以下の指示がなされます。
 ○保健所（保健センター）の指示（自宅待機など）に従うこと。
 ※対象が教職員の場合、本学のルールとしては自宅待機は要請しないが、保健管理室としては可能であれば在宅勤務をお願いしている。期間は、濃厚接触者と同期間。

以下、【保健所（保健センター）から濃厚接触者として特定された場合】②から④に同じ

【本人が濃厚接触者の特定を受けないが、濃厚接触が疑われる場合】

- ①保健管理室へ連絡し、保健管理室の指示に従うよう伝える。
 ※保健管理室Webサイト：<http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/kenkotebiki/covid19/>
 Phone: 052 - 789 - 3970（平日8：30～17：15）
 E - mail: hokekan@htc.nagoya - u.ac.jp（時間外は、必ずEmailで連絡する）

保健管理室において本人に聞き取りが実施され、以下の指示がなされます。
 ○対象が学生の場合、自宅待機すること。
 ※対象が教職員の場合、基本的には自宅待機を指示するが、在宅勤務が可能である場合は、上司と相談の上、在宅で可能な業務を行う。対応した上司は所属部局長に報告し、情報共有を行う。
 ○接触した「罹患の疑いのある者」が陰性と判断された時点で、登校・出勤は可能。

以下、【保健所（保健センター）から濃厚接触者として特定された場合】②から④に同じ